

春日井市住宅確保要配慮者補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者、障害者、低所得者等住居の確保に課題を抱える者（以下「住宅確保要配慮者」という。）が養護老人ホームの契約入所及び地域における公益的取組の促進について（令和元年7月2日付け老高発0702第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）に基づく契約入所（以下「契約入所」という。）を行う場合において、その利用者に対し予算の範囲内で交付する補助金について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 収入 老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて（平成18年1月24日付け老発第0124004号厚生労働省老健局長通知）に基づく収入をいう。
- (2) 資産 預金等容易に換価できる物であって、市長が認めるものをいう。
- (3) 施設基準額 養護老人ホームが設定した利用料の月額をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、支給申請時において、市内に住所を有する住宅確保要配慮者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 前年の収入を月額に換算した額（以下「収入月額」という。）が、施設基準額以下であること。
- (2) 資産が施設基準額の年額以下であること。
- (3) 負担能力のある親族等に扶養されていない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情等により補助金の交付が適当であると市長が認める者については、補助対象者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金は、施設基準額から収入月額を控除した額とし、月額37,000円を上限とする。ただし、月の途中で養護老人ホームに入所又は退所した日の属する月の補助金の額（1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）は、日割計算により算定する。

2 前項の補助金は、補助対象者が申請時においてあらかじめ市長に届け出ている場合は、当該補助対象者に代わり、利用した養護老人ホームへ支払うこととする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、住宅確保要配慮者補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 収入等申告書（第2号様式）
- (2) 申請の日の属する年の前年中の収支がわかる書類
- (3) 資産がわかる書類

（支給決定）

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、速やかにその申請に係る審査を行うものとする。

2 市長は、審査の結果、申請内容が適正であると判断した時は、補助対象者に対して、住宅確保要配慮者補助金交付決定通知書（第3号様式）により速やかに補助対象者（補助対象者が第4条第2項の規定により養護老人ホームに補助金の受領を委任した場合にあっては、養護老人ホームの長）に通知するものとする。

3 市長は、審査の結果、補助金の交付が認められないと判断した時は、補助対象者に対し、住宅確保要配慮者補助金却下通知書（第4号様式）により速やかに通知するものとする。

（補助金の額の変更）

第7条 前条第2項の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、住宅確保要配慮者補助金変更申請書（第5号様式）に、前年の収入及び資産の状況が分かる書類を添付し、市長に提出しなけ

ればならない。

(1) 公的年金等恒常的な収入が増加する場合

(2) 第3条の規定に該当しないことが判明した場合

2 市長は、提出された住宅確保要配慮者補助金変更申請書に基づき、速やかに内容を審査した上で、変更決定し、住宅確保要配慮者補助金変更決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。この場合において、市長は、変更申請を行った月の翌月から補助金の額を変更することができる。

3 前項の審査の結果、第3条の規定に該当しないと判断される場合には、補助金の支給を中止し、住宅確保要配慮者補助金中止決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（定期報告による補助金の支給の決定等）

第8条 補助決定者は、毎年、前年の収入及び資産の状況について、第5条各号に規定する書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づき提出された書類について審査を行い、第4条に規定する方法によって算定した補助金の額を決定し、住宅確保要配慮者補助金交付決定通知書により通知するものとする。

3 前項の審査の結果、第3条の規定に該当しないと判断される場合には、補助金の支給を中止し、住宅確保要配慮者補助金中止決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（補助金の支給の中止）

第9条 市長は、前2条のほか、補助決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金の支給を中止するものとする。

(1) 養護老人ホームを退所したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手続きにより補助金の決定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の支給を中止したときは、住宅確保要配慮者補助金中止決定通知書により通知するものとする。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住宅確保要配慮者補助金交付申請書

春日井市住宅確保要配慮者補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

申請者	氏名			
	住所			
	生年月日		連絡先	
申請の理由				

- 1 この申請に関する収入要件を確認するため、必要な範囲で世帯及び所得に関する公簿の閲覧を承諾します。
- 2 春日井市住宅確保要配慮者補助金交付要綱に基づく補助金の請求及び受領することを養護老人ホームへ委任します。

（氏名） _____

年 月 日

（宛先）春日井市長

氏名

収入等申告書

私の 年中の収入等について次のとおり申告します。

種 類		金 額 (年 額)
収 入 (a)	恩給・年金等収入 () 年金 () 年金 財産収入	
	利子・配当収入	
	その他収入	
	計	円
必 要 経 費 (b)	租税等	
	医療費	
	社会保険料	
	その他必要経費	
	計	円
差 引 額 ((a) - (b))		円
預貯金等資産		円

第3号様式（第6条、第8条関係）

住宅確保要配慮者補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付で申請のあった住宅確保要配慮者補助金について、次のとおり決定したので通知します。

氏名	
決定理由	
開始月	
補助額	円

第4号様式（第6条関係）

住宅確保要配慮者補助金却下通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付で申し出のあった住宅確保要配慮者補助金について、次の理由により却下したので通知します。

氏名	
却下理由	

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住宅確保要配慮者補助金変更申請書

春日井市住宅確保要配慮者補助金交付要綱に基づく補助金の変更について、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

申請者	氏名			
	住所			
	生年月日	年 月 日	連絡先	
変更の理由		<input type="checkbox"/> 施設基準額の年額を上回る収入があったため <input type="checkbox"/> 公的年金等恒常的な収入が増加したため <input type="checkbox"/> 春日井市住宅確保要配慮者補助金交付要綱第3条に該当するため		

この申請に関する所得要件を確認するため、必要な範囲で世帯及び所得に関する公簿の閲覧を承諾します。

（氏名） _____

第6号様式（第7条関係）

住宅確保要配慮者補助金変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付で申し出のあった住宅確保要配慮者補助金について、
次のとおり変更決定したので通知します。

氏名	
決定の理由	
変更月	
変更後の補助金の額	円

第7号様式（第8条、第9条関係）

住宅確保要配慮者補助金補助金中止決定通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市長

次の理由により、住宅確保要配慮者補助金について中止を決定したので通知します。

氏名	
中止月	
中止理由	